

介護老人保健施設山県グリーンポート 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人社団友愛会が開設する介護老人保健施設山県グリーンポート（以下「当施設」という。）が実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「当事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当事業は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、リハビリテーション等を行い、利用者の日常生活動作の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 当事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 当事業を実施する当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- （1）施設名 介護老人保健施設山県グリーンポート
- （2）開設年月日 平成16年11月1日
- （3）所在地 岐阜県山県市大門字大岡773番地
- （4）電話番号 0581-36-2800 ファックス番号0581-36-2122
- （5）介護保険指定番号 訪問リハビリテーション（2150880017号）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 当事業の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士11人（うち、非常勤1人）
介護老人保健施設・デイケア兼務

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当事業の職務内容は、次のとおりとする。

理学療法士・作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画および介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図る為に必要なリハビリテーション指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
但し、国民の祝日、振替休日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時00分
- (3) 電話により24時間常時連絡可能な体制とする。
 - ・ 8時30分から17時までは、訪問リハビリテーション担当者により対応する。
 - ・ 17時から8時30分までは、介護老人保健施設山県グリーンポートの職員により対応する。

(当事業のサービス内容)

第8条 当事業は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- 2 通常の事業実施区域を越えて行う当事業に要した交通費は、1キロメートルにつき40円を徴収する。但し、当該事業実施区域を越えた地点から片道10キロメートルまでとする。
- 3 前項の交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

山県市・岐阜市長良川以北、関市武芸川町、本巣市文殊区域

(施設の利用にあたっての留意事項)

- 第11条 当事業利用にあたっては、利用者申込書又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者申込書の同意を得る。
- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
 - 3 当施設は、正当な理由なく当事業のサービス提供を拒んではならない。
 - 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、当事業のサービス提供を拒んではならない。
 - 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
 - 6 法定代理受領サービスに該当しない当事業に係る利用料の支払いを受けた場合

には、提供した当事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村・ご家族・居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡する。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について全従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回）
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情の処理)

第15条 施設内に苦情・相談窓口を設置し、プライバシーの保持、迅速な対応と早急な解決をする。

2 苦情・相談への対応の概要を次のように定める。

○苦情・受付相談窓口

山県グリーンポート訪問リハビリ責任者に申し出る

電 話 0581-36-2800

FAX 0581-36-2122

開設時間 月曜日～土曜日午前8時30分～17時00分

○外部相談窓口

山県市健康介護課 電 話 0581-22-6838

岐阜市介護保険課支援 電 話 058-214-2093（直通）

関市高齢福祉課 電 話 0575-23-8993

もとす広域連合介護保険課 電 話 058-320-2220

岐阜県国民健康保険団体連合会 電 話 058-275-9826

○処理手順

- ①検討会の開催＝事実確認を行い、施設長、事務長、看護介護部長、苦情受付対応者（必要に応じては、対象職員）と協議する。
- ②苦情の返答＝検討した結果を施設長名で速やかに返答する。
- ③改善の実施＝改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。（損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。）
- ④解決困難な場合＝保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連合会への報告及び指導を仰ぐ。
- ⑤再発防止＝同様の苦情、事故が起これないように苦情対応報告書に記録し、職員に周知するとともに「苦情対応手順」に則り再発防止に努め、サービスの向上に努める。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- （１） 採用時研修 採用後２ヶ月以内
- （２） 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた時に随時
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団友愛会山県グリーンポートが定めるものとする。

- （附則） この規程は、平成16年11月1日から施行する。
この規程は、平成18年1月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年1月1日から施行する。
この規程は、平成22年9月1日から施行する。
この規程は、平成24年8月1日から施行する。
この規程は、平成25年9月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年11月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年6月1日から施行する。
この規程は、令和元年5月1日から施行する。
この規程は、令和2年7月1日から施行する。
この規程は、令和3年9月1日から施行する。
この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。